

## 白地・未完成手形について

桜 田 光 吉

### 意 義

白地手形とは、後日、手形取得者に手形要件の全部または一部を補充させる意思で、故意に手形要件の具備してない紙片に署名して発行した未完成の手形である。

白地手形の経済的効用は、手形行為の原因的関係上、支払わべき金額や弁済期等が手形交付の際未確定な場合に、後日、それが確定した時補充することにして要件を補充しない白地手形を交付すれば便宜であり、更に手形によって金融の便を得ようとする者が金融業者を知らない場合、受取人欄を記載しない白地手形を金融ブローカーに交付してその者から金融業者に交付させ、手形の割引を受ければ便宜である関係から、商慣習法として実際上の運営を取っているものである。

### 成 立 の 要 件

- (1) 1人以上の手形行為者の署名があること。

「未完成ニテ振出シタル…… 〈手形法10条〉」

〈白地振出〉……振出人が署名し発行する。

〈白地式裏書〉……裏書人の白地署名。

〈白地引受〉……引受人が署名した場合。

〈白地保証〉……保証人が署名した場合。

- (2) 証券が手形要件の全部または一部を欠いていること。

満期日の記載を欠く手形は一覧払と見て白地に於いても認められる。…… 〈手形法2条2項〉

- (3) 要件の補充を署名者が他人に委託したこと。

要件の欠けている部分は将来他人によって補充されることを予定して交付したものでなければならない。

この点、完全な完成した不完全手形とは異なる。

……「手形要件を欠いた手形がある時、それが完成した不完全手形であるか、未完成の白地手形か決定する標準について、主観説は、署名者の意思を標準とし、署名者が手形要件の具備してないことを知りながら、後日、他人をして補充せしめる意思で流通においた手形を白地手形とし、しからざるものを不完全手形とする。」……

## (4) 署名者が未完成のまま流通においたこと。

要件を補充させる意思で単にその者に占有させただけでは、作成行為の一部を他人に託しただけであるから、白地手形とはされない。

## 本 質 論

白地手形はいかなる権利を表章しているかという問題については、学説は必ずしも一致していない。ここで有力説を上げれば、期待権と補充権と合せた表章を意味するものと解される。

また、白地手形による請求は、口頭弁論の終結までは、手形上の権利の行使は補充によってから有効に補充できる。

白地手形の移転については、商慣習法上も、その性質の許す範囲で完全手形と同様と解している。

## 補充権と善意の取得

- (1) 補充権は、白地手形を完成してその上に署名した者の手形行為の効力を発生させ得る権利であるから形成権としての性質を持つものである。
- (2) 補充権の時期的限界は、満期の記載がない場合は、補充権が消滅時効にかからない前に行使すべきである。

「補充権の時効消滅期間」

(	商法上の形成権として 20年	)
	民法上の債権として 10年	
	商行為による債権として 5年	

満期の記載がある場合は、その一定期間内。……〈手形法44条〉

但し、償還義務者・主たる債務者を対象に満期日後3年以内に補充しなければならない。

- (3) 契約に違反して補充権を乱用された場合、署名者はその相手方たる違反者に対抗し得る。但し、不当に補充された手形を悪意または重過失なくして取得した者〈第3者〉には対抗し得ない。

補充後は、外見上完成した既成手形と区別がつかず、第3者はそれに疑いをを用いない。従ってその責任は署名者（抗弁の制限）にあるとさる。……〈手形法10, 77条〉

- (4) 補充権の効果は、遡るものと解すべきではない。……〈通説・判例〉

白地手形が補充されて要件を完備すると、その時から、その上になされたすべての手形行為が効力を発生する。

従って、補充の時に手形行為の効力が発生するから、会社の存続中に振出人としての署名がなされても、清算終了後に補充されると会社には責任がなく、署名者たる代表者は代理権なし

に振出したものとして自ら振出人としての責任を負う。

- (5) 補充権は署名者から授与された者が行使しないで、白地手形を譲渡するとそれに伴って譲渡される。

従って、有効に白地手形を取得した者だけが補充権も取得し得る。また手形行為者〈署名者〉が一旦授与した補充権は、手形を回収しなければ撤回することができず、補充権の授与後に生じた手形行為者の死亡・無能力・代理権の喪失の影響は受けない。

- (6) 善意取得の成立

手形・小切手法は、裏書等手形に特有な流通方法によって手形を取得した場合に、前者が形式的資格を備え、それまでに裏書を連続さえしていれば、その前者が例え無権利者であっても手形上の権利を取得することができ、手形を返還することを要しないとしている。

従って、そこに抗弁の制限を認める理由は、若し、一般原則に従って直接関係のある相手方に対して主張し得る全ての抗弁を、当然、その者から手形を取得した第三者にも対抗し得るものとするれば、手形所持人の地位は極めて不安定なものとなり、それでは手形の流通が全く阻害されてしまうからである。……〈手形法17条〉

### 善意取得の要件

手形法の規定する流通方法による取得であること。

無権利者より手形を取得すること。

（但し、無能力・代理権の欠缺・意思表示の瑕疵等の場合にも善意取得を肯定する説がある。）

取得者に悪意または重大なる過失なきこと。

（悪意、重大過失の挙証責任は発行者の責任として手形の返還を請求する者が負担する。）

### 手形の善意取得と民法上の善意取得の比較

手形法では、盗失・遺失の手形についても善意の取得があるのに反し、民法では、盗失・遺失物については被害者または遺失主の追求権が一定期間認められている。……〈民法 193条〉

手形法では、軽過失は問題とされない。

重過失でない限りは善意取得を認める。

これに反して民法では、軽過失・重過失を問わず善意取得は認められない。……〈民法より信頼すべき理由の点が強である。〉